

**「学校設置会社による学校設置事業」調査結果  
(平成23年度)**

平成23年12月20日  
文 部 科 学 省

# 目 次

## I 調査の概要

## II 調査結果の分析

1. 学校経営面
2. 教育研究面
3. 認定地方公共団体における関係事務の実施状況
4. 本特例措置の全国化に係る認定地方公共団体等の見解

## III 本年度における判断

# Ⅰ. 調査の概要

## (1) 調査方法

書面による調査（アンケート及びデータ収集）及び実地調査により実施。

## (2) 調査対象

### 書面による調査

#### ○ 高等学校以下

- ・ 株立学校：21校（小学校：1校、通信制高等学校：20校）
- ・ 学校法人立学校（通信制高等学校）：20校
- ・ 通信制高等学校を設置する地方公共団体：1県
- ・ 認定地方公共団体
- ・ 当該認定地方公共団体が所在する都道府県

#### ○ 大学・大学院

- ・ 株立学校：5校
- ・ 認定地方公共団体

### 実地調査

- ・ 高等学校：10校（株立学校：8校、学校法人立学校：2校）
- ・ 大学・大学院：4校（株立学校：3校、学校法人立学校：1校）

## (3) 実施時期

### 書面による調査

平成23年11月上旬に調査票配布、中旬～下旬 調査票回収

### 実地調査

平成23年9月から11月にかけて実施。

※用語：「株立学校」：特区法に基づく学校設置会社により設置された学校  
「学校法人立学校」：私立学校法に基づく学校法人により設置された学校

※調査結果の内容は、調査において各調査対象から報告された内容等による。

※各データの集計においては、回答が不備であったもの及び不明確であったものを除いている。

(参考) 調査対象一覧

	学校設置会社	学校	開設	認定地方公共団体
<b>【大学(大学院)】 5校</b>				
1	株式会社東京リーガルマインド	LEC東京リーガルマインド大学 (4年制学部(通学制・通信制)、専門職大学院)	H16.4～	千代田区
2	デジタルハリウッド株式会社	デジタルハリウッド大学 (4年制学部、専門職大学院)	H16.4～	千代田区、大阪市、 八王子市
3	株式会社ビジネス・ブレークスルー	ビジネス・ブレークスルー大学 (4年制学部(通信制)、専門職大学院(通信制))	大学院:H17.4 学部:H22.4	千代田区
4	株式会社栄光	日本教育大学院大学 (専門職大学院)	H18.4	千代田区
5	株式会社日本サイバー教育研究所	サイバー大学 (4年制大学、通信制)	H19.4	福岡市(福岡県)
<b>【高等学校】 20校</b>				
1	株式会社アットマーク・ラーニング	美川特区アットマーク国際高等学校(広域通信制)	H16.9	白山市(石川県)
2	株式会社ハーモニック	ウィザス高等学校 (広域通信制)	H17.4	高萩市(茨城県)
3	株式会社代々木高校	代々木高等学校 (広域通信制)	H17.4	志摩市(三重県)
4	株式会社ふりーだむ	くまもと清陵高等学校 (広域通信制)	H17.4	南阿蘇村(熊本県)
5	株式会社ウィッツ	ウィッツ青山学園高等学校(定時制・通信制)	H17.9	伊賀市(三重県)
6	新教育システム株式会社	さくら国際高等学校 (広域通信制)	H17.10	上田市(長野県)
7	株式会社愛郷舎	創学舎高等学校 (広域通信制)	H18.2	深谷市(埼玉県)
8	株式会社コーチング・スタッフ	大智学園高等学校 (広域通信制)	H18.4	川内村(福島県)
9	株式会社エデュコジャパン	日々輝学園高等学校 (広域通信制)	H18.4	塩谷町(栃木県)
10	株式会社日本教育工房	北海道芸術高等学校 (広域通信制)	H18.4	清水町(北海道)
11	ルネサンス・アカデミー株式会社	ルネサンス高等学校 (広域通信制)	H18.4	大子町(茨城県)
12	株式会社ナビ	ウィザス ナビ高等学校 (広域通信制)	H20.4	養父市(兵庫県)
13	株式会社ECC	ECC学園高等学校 (広域通信制)	H20.4	高島市(滋賀県)
14	富士コンピュータ販売株式会社	相生学院高等学校 (広域通信制)	H20.4	相生市(兵庫県)
15	株式会社文学の館	師友塾高等学校 (広域通信制)	H20.4	尾道市(広島県)
16	株式会社つくば東豊学園	東豊学園つくば松実高等学校(広域通信制)	H20.4	つくば市(茨城県)
17	株式会社 I am success.	一ツ葉高等学校 (広域通信制)	H20.10	山都町(熊本県)
18	株式会社札幌自由が丘教育センター	札幌自由が丘学園三和高等学校(狭域通信制)	H21.4	和寒町(北海道)
19	ヒューマンアカデミー学園株式	ヒューマンアカデミー高等学校(広域通信制)	H21.4	南木曾町(長野県)
20	株式会社アットマーク・ラーニング	川崎特区アットマーク明蓬館高等学校(広域通信制)	H21.4	川崎町(福岡県)
<b>【小学校】 1校</b>				
1	株式会社エル・シー・エー	LCA国際小学校	H20.4	相模原市(神奈川県)

(参考) 株立学校数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
大学(大学院)	2	3	6	7	6	6	6	5
高等学校	1	8	13	14	20	23	22	21
中学校	1	1	1	1	1	1	1	0
小学校	0	0	0	0	1	1	1	1
合計	4	12	20	22	28	31	30	26

※平成16～22年度は年度末における学校数。23年度については12月現在。

## II. 調査結果の分析

### 1. 学校経営面

大学については、学校部門の収支状況（平成22年度）について現存の5校のうち4校が赤字の状況であり、特区開始から設立後わずかな期間に7校中3校が廃止・学校法人化・一部キャンパスを閉鎖。高等学校については、学校部門の収支状況が赤字の学校は25%であるが、教員一人当たりの給与を学校法人立学校の2分の1程度にする等、教育コストを極力削減することで対応している状況。

大幅な定員割れが続く学校が多く、少子化のなか今後さらに生徒や学生の確保が厳しくなる可能性を踏まえると、教育の安定性・継続性に懸念の点があるとともに、過度な教育費削減による教育の水準の低下も懸念される。

学校法人立化については、大学は5校中1校で検討中。高等学校以下では学校法人立化を念頭に置いている学校は全体の55%であり、学校法人立化に魅力を感じる学校も含めると85%。

#### (1) 経営状況

##### ◇ 学校部門の収支状況

平成22年度における学校設置会社の学校部門の収支状況は、大学においては全体の8割、高等学校以下においては全体の25%において赤字。

##### ◇ 大学におけるキャンパス閉鎖等の状況

大学においては、当初7校あった株式会社立大学のうち、1校は廃校となり、1校は学校法人化。残りの5校のうち、1校は学部の募集を停止し、在籍学生が東京キャンパスへの異動や他大学への転校のあと、東京以外のキャンパスを閉鎖した。また、他の1校は2学部のうち、1学部の募集停止を行った。このように、法人全体の経営効率化のため、学校設置事業において収支状況が悪い場合には、当該事業が簡単に廃止される可能性があり、教育の安定性、継続性の面からは問題がある場合があると考えられる。

##### ◇ 高等学校における教員人件費の状況

高等学校においては、経営状況が厳しいなか、コスト削減のため教員人件費を極端に抑える傾向。常勤教員及び非常勤教員の一人当たりの年間給与は以下のとおりであり、いずれも学校法人立学校の2分の1程度となっている。

○教員一人当たりの年間給与の平均（高等学校段階）

	株立学校(a)	学校法人立学校 (b)	(a) / (b)
常勤教員	約 3 0 2 万円	約 6 0 4 万円	約 2 . 0 倍
非常勤教員	約 4 2 万円	約 8 9 万円	約 2 . 1 倍

こうした低い給与が実現する理由として、学校における教育活動について、当該学校設置会社が設置する学習施設や別会社が経営する民間教育施設における活動と一体となった運営を行っており、これらの施設の職員が学校の教員と兼務し、当該教員に係る人件費の多くを実質的に自社の他事業部門や他社から出している例が存在するということが挙げられる。教員が民間教育施設等の職員と兼務している株立学校は4割あり、学校法人の1割の場合と比較して多い。また、例えば添削指導においてマークシート方式を採用して機械的に採点し、人手がかからないようにしている例も複数見られる。

## （2）定員充足の状況

平成23年度の株立の大学の定員の充足状況は、1校を除いて定員割れの状況にあり、2年前の評価時から好転していない。高等学校の定員の充足状況は、全体の平均が43.3%となっており、少子化のなか、生徒の継続的な確保が見通せない状況にあるため、各学校設置会社の経営はますます厳しくなると考えられる。

## （3）株式会社による学校運営を断念する例

このような厳しい経営状況にあるなか、経営の安定化等のため、株式会社による学校運営を断念して学校法人立化（学校法人設立と高校の設置者変更）する例が増加してきている（高等学校以下については、平成22年度に1校、平成23年度に3校、大学については、平成20年度に1校が学校法人立化）。

- ・平成23年度までに学校法人立化した株立学校：  
（高等学校以下）25校中4校、（大学）7校中1校

なお、現在の各学校における学校法人立化の検討状況は以下のとおりであり、高校について、学校法人立化の可能性を念頭に置いている学校は55%と過半数に上る。さらに、現時点で学校法人立化は考えていないが、魅力を感じる学校を含めると、85%に上る。

（高等学校：20校）

- ・学校法人立化に向け具体的な準備や自治体との相談をしている学校：4校（20%）
- ・学校法人立化の可能性を念頭に置いているが、自治体とは未相談：7校（35%）

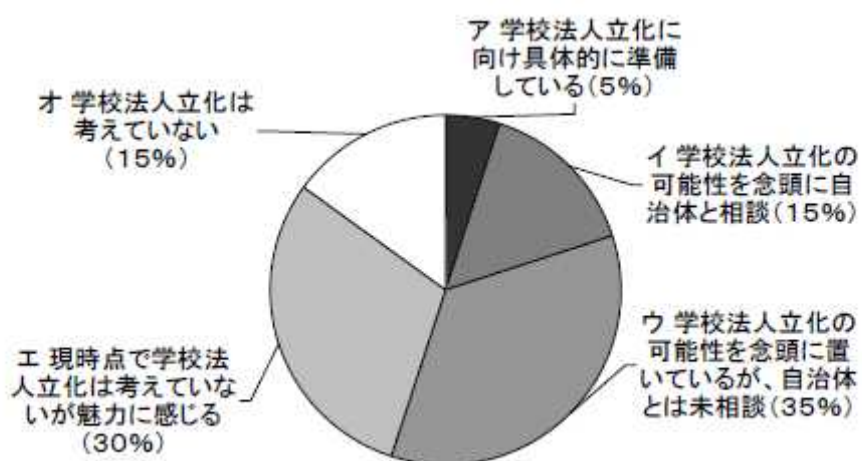
- ・現時点で学校法人立化は考えていないが、魅力を感じる：6校（30%）
- ・学校法人立化は考えていない：3校（15%）

（大学：5校）

- ・学校法人立化を視野に入れている：1校
- ・学校法人立化は考えていない：4校

〈図1〉学校法人立化の検討状況（高等学校）

〈図1〉学校法人立化の検討状況（高等学校）





## 2. 教育研究面

株立学校については、高等学校において、添削レポートのほとんどを多岐選択式としている例や添削に際して解説を付さない例、面接指導におけるメディア利用の際に成果の評価を行っていない例、試験を自宅で実施している例、学校の教員ではないサポート校の職員が添削指導等を行っている例、特区の区域外に設置する教育施設で試験を実施している例などの不適切な教育活動等の事例が見られた。大学についても、教育研究費の支出に占める割合は1校を除いて15%前後（大学全体の平均は31.6%）である他、一部の大学では教員の個人研究室が未整備、法律に基づく認証評価において1校が不適格との評価を受けているなど、経営効率化等の観点により教育コストが削減され、学校法人と比べ、不適切な教育活動や不十分な研究実態が見られた。

### （1）高等学校（通信制）の状況

#### ① 添削指導、面接指導及び試験について

通信制の高等学校における教育は、添削指導、面接指導及び試験により行うことされている。これらについては、その質の担保のための学習指導要領において考え方が示されているが、経営効率化の観点から教育コストを削減しようとし、不適切な教育活動を行っている状況が見られた。

○高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）

（通信教育の方法等）

第二条 高等学校の通信制の課程で行なう教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行なうものとする。

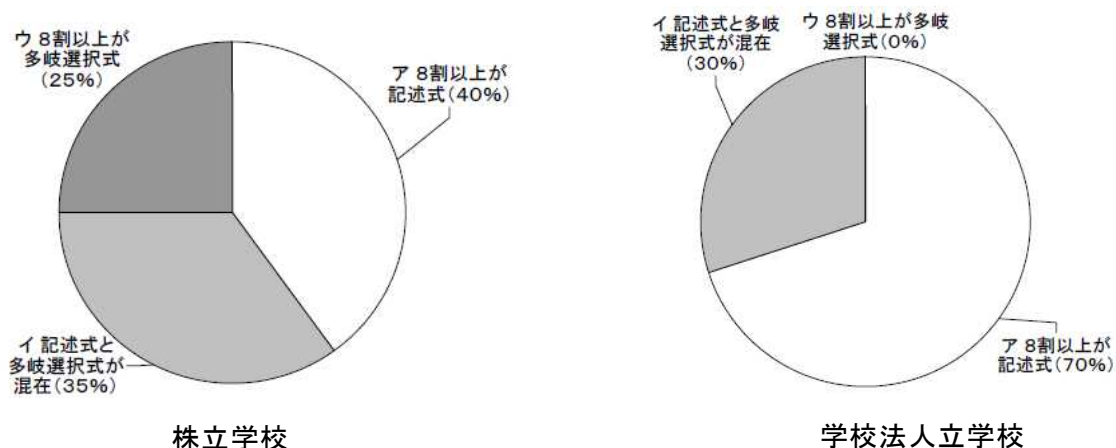
2・3 （略）

#### ◇ 添削指導

添削指導が全日制等の授業に相当する位置づけであることを踏まえれば、個々の生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向とつまづきを的確にとらえ指導していくことが不可欠であるが、株立学校においては、経営効率化のためにコストが大きく削減され、その結果実質的に添削指導が行われているとは言い難い学校が複数存在した。

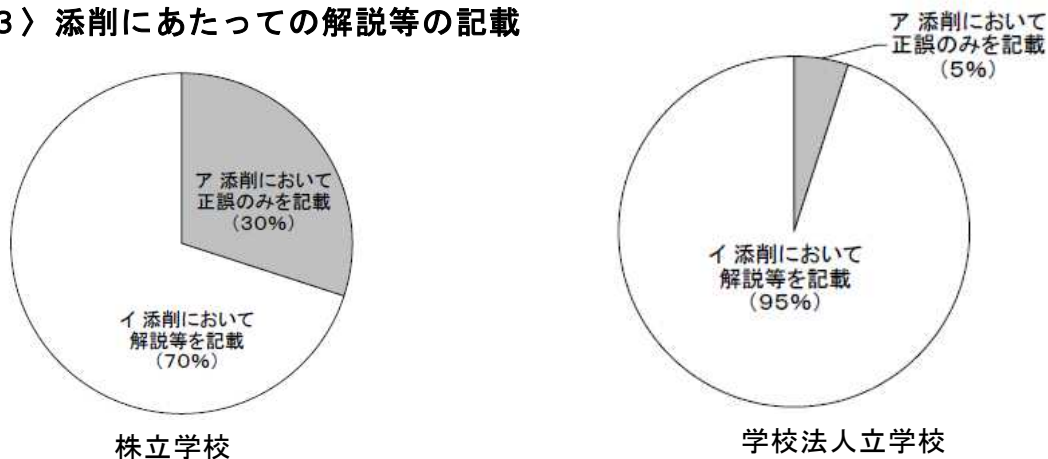
まず、添削指導の方式については、株立学校では、8割以上を多岐選択式としている学校が25%あり、マークシート方式を利用する学校も複数あった。これに対し、学校法人立学校では、8割以上を多岐選択式としている学校はなかった。

〈図2〉 添削指導の方式



また、添削に際して、生徒が添削された解答用紙をもとに自ら勉強をするために、正誤のみの記載ではなく必要な解説等を付しているかについては、正誤のみの記載としている株立学校は30%存在し、学校法人立学校については5%であった。また、多くの学校法人立学校において、添削において解説を付すほか、教科書の参考ページや参考文献、今後の自宅学習の心構え等に係るアドバイスを記述したり、補助プリントや参考資料を添付したりしているほか、学習定着度の確認テストや指名面談を実施しているところもあった。また、一定程度の基準を満たさない場合に、解答のためのヒントを付した上で、何度も再提出させるという方針をとる学校もあった。

〈図3〉 添削にあたっての解説等の記載



(※) 「ア」にはほとんどの問題において正誤のみとしている場合を含む。

○高等学校学習指導要領解説（総則編）

添削指導、面接指導は通信制の課程における教育の基幹的な部分である。これはまた全日制・定時制の授業に相当するものである。（中略）添削指導は生徒の学習の状況を把握し、何が理解でき、何が理解できないか、生徒の基礎学力は十分かどうか、生徒の思考方向とつまづきを的確にとらえ指導していくことが必要である。このような観点から、例えばマークシート形式のように機械的に採点ができるような課題や、択一式の問題のみで構成される課題は添削指導としては不適切である。

○高等学校学習指導要領総則第6款の1(1)

学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

#### ◇ 面接指導におけるメディア利用

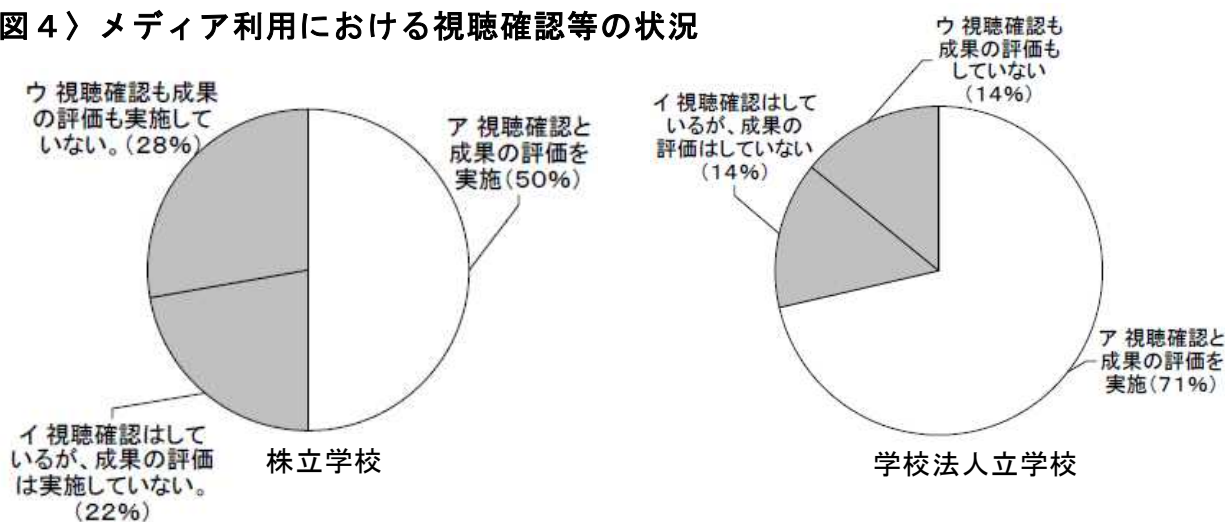
株立学校における面接指導の実施方法については、ほとんどが集中スクーリングによっている。

面接指導については、定期的なテレビ放送等、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、その成果が満足できると認められたときは、その時間を免除することができることとされている。これについて、9割の株立学校がこの仕組みを取り入れているが、そのうちの半分の学校については、視聴確認や成果の評価を行わないままに面接指導等の時間数の免除を行っている状況が見られた。

- ・メディアを利用している株立学校：90%
- ・そのうち、視聴確認や成果の評価を行っていない株立学校：50%

一方、学校法人立学校では、学習成果や生徒指導面における生徒の実態を正確に把握する等の観点から、毎週定期的に面接指導を行う学校が多く、集中スクーリングを中心に行っている学校はわずかである。また、メディアを利用した学習により面接指導の時間の免除を行っている学校は全体の7割であり、そのうち3割が視聴確認や成果の評価を行っていなかった。

〈図4〉メディア利用における視聴確認等の状況



○高等学校学習指導要領総則第7款の4

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。

○高等学校学習指導要領解説（総則編）

この規定は、放送やインターネット等による通信教育の生徒を対象とした番組等が、日常の学習上の障害点を解決し、教科書、学習書による学習の効果を高める上で大きな役割を果たすことにかんがみ、計画的、継続的に行われるラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を、学校が各教科・科目、特別活動に取り入れ、生徒が視聴し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合に、面接指導の一部免除を認めるものである。今回の改訂では、多様なメディアを利用して行う学習の成果が満足できるか否かについて、報告課題の作成等により確認すべきとの趣旨がより明確になるよう、学習指導要領上「報告課題の作成等により」との文言を新たに追加している。

◇ 試験

試験は、添削指導や面接指導における生徒の学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の能力の学力定着度等を測るための手段であるが、株立学校においては、試験を自宅試験の方法で行う、すべての科目において自由な成果物の提出により試験の替わりとする、試験問題が毎年同じであるなど、適切とは言い難い方法で試験を行う学校も見られた。

○高等学校学習指導要領

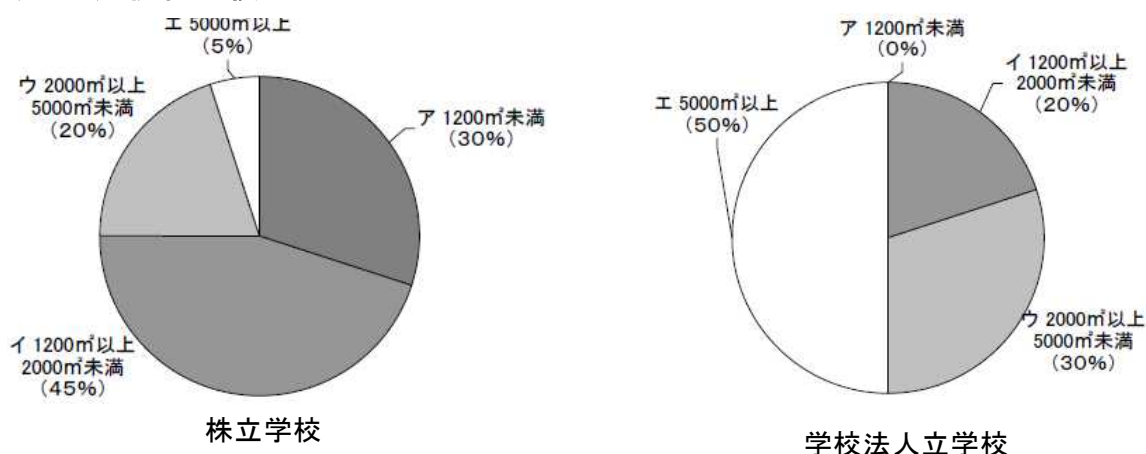
学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

### ③ 施設について

通信制高等学校の校舎の面積については、原則として1,200㎡以上ある必要があり、学校法人立学校についてはすべてこの基準を満たしていたが、株立学校については、同面積未満の学校が3割存在し、なかには70㎡と基準よりも大幅に狭い面積の校舎（部屋）しか持たない学校も存在した。

- ・株立学校の校舎の面積の平均：2,021㎡
- ・学校法人立学校の校舎の面積の平均：7,031㎡

〈図5〉校舎面積



また、校舎には、教室のほか、図書室や保健室、職員室の施設を設ける必要があるが、これらの施設が設けられていない、又は形式的には設けられていても、保健室が布団を置くだけの仮眠室であったり、図書室といっても職員室前に本棚を置いた図書スペース程度であったりするなど、機能として十分ではない例が見られた。

○高等学校通信教育規程

(校舎に備えるべき施設)

第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2～4 (略)

#### ④ その他運営上の課題

##### ◇ 特区区域外での活動

株立学校における教育活動は、特区の区域内において行われる必要があるが、これに違反し、学校設置会社が特区の区域外に設置する学習施設や提携する民間教育施設において添削指導等を実施している例が見られた。

##### ◇ 民間教育施設への業務委託

学校教育法においては、「校長が校務をつかさどる」ことが規定され、学校の運営は、教職員に対して指揮監督権を有する校長が責任を持って行うことが求められる。学校設置会社のなかには、学校教育活動に係る業務の多くを提携する民間教育施設に業務委託している例も見られた。この中には、添削指導や面接指導、試験を全国各地の提携する民間教育施設に委託し、学校とは雇用関係がなく、かつ担当する教科の免許を有しない職員がこれらを行っている例もあった。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三十七条（略）

②・③（略）

④ 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

⑤～⑱（略）

※ 第六十二条において高等学校に準用。

##### ◇ 民間教育施設と混然一体となった業務運営

学校設置会社の中には、当該学校設置会社が設置する学習施設や提携する民間教育施設において、高等学校に在籍する生徒の学習支援等を行うこととしている例が存在。このような中には、高等学校が提携する民間教育施設が、当該学校の看板を掲げることとしたり、当該学校の職員の出勤簿等が保管されていたり、当該学校の面接指導や試験が実施されていたりするなど、学校設置会社による学校設置事業と民間教育施設による教育事業とが混然一体化している様子が見受けられた。

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第一百三十五条 専修学校、各種学校その他第一条に掲げるもの以外の教育施設は、同条に掲げる学校の名称又は大学院の名称を用いてはならない。

②（略）

##### ◇ 校務分掌の未整備

学校教育法施行規則においては、高等学校において校務分掌の仕組みを整えることとしているが、校務分掌の規則が定められていない例が見られた。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第四十三条 小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

※ 第六十二条において高等学校に準用。

## （2）大学の状況

・大学は、教育基本法においても、「学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し」とあり、教育とともに研究が大学は重要な役割であるにも拘わらず、教育研究費の支出に占める割合は全ての大学で15～20%程度であり、大学法人全体の平均（31.6%）より低い状況である。

（参考）

LEC 大学	: 16%
サイバー大学	: 14%
日本教育大学院大学	: 22%
ビジネスブレークスルー	: 14%
デジタルハリウッド	: 18%

・教員人件費においては、教員としての業務委託契約に基づき、標準月額5万円である学校もあり、経営論理が優先され、教育研究の質を確保する観点からは十分とは言えない状況。

（参考例：ビジネスブレークスルー大学）

経営学部において、教員としての業務委託契約に基づき、標準月額5万円を教員に支払う。

・これに加えて一部の大学では、教員の個人研究室が未整備であるなど、教育研究条件面で依然として課題がある（LEC大学）。

・ある大学は、文部科学省より再三にわたり大学における教育研究や学校設置会社の運営に係る問題点について改善に向けた指導を受けるとともに、十分な是正が行われていないことを踏まえ、文部科学省より平成19年に教育研究や学校設置会社の運営に係る問題点について学校教育法第15条第1項の規定に基づく勧告が行われた。

・法律上位置づけられた大学に係る認証評価において、これまでに認証評価機関の

評価を受けた4校のうち1校は機関評価（平成22年）及び専門職大学院に対する評価（平成21年）ともに不適合との評価を受けている。その際不適合とされた項目のうち、教員の年齢構成の偏り及び公認会計士による監査については改善・実施がなされる一方、教員の個人研究室が未整備など履行が完全ではない実態が引き続き存在し、研究を軽視している一端が伺える。



### 3. 認定地方公共団体における事務の実施状況

高等学校を設置認可する認定地方公共団体において、特区法に規定される学校設置会社の評価や評価結果の公表が行われていないなど、適切に責務を果たしていない例が見られた。また、85%の自治体において担当者に教育事務経験者が含まれておらず、75%の自治体が専門的知見や経験の不足を訴えている状況であり、学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行っていない実態が見られた。

#### ① 認定地方公共団体が行うべき事務の実施

##### ◇ 設置認可

認定地方公共団体のうち、6市町村については、学校設置会社の設置を行う際に明確な基準を設けていなかった。

学校法人立学校及び株立学校について設置認可にあたっては、教育の継続性、安定性の観点から、当該法人が学校経営に必要な資産を有するかを確認する必要がある。これについて、学校法人立学校では、都道府県において、学校設置に要する経費の財源に係る借入金の割合や、総資産に対する総負債の割合を一定基準以下とすべきことを設置基準として規定している例が多い。一方、株立学校においては、学校設立のための資金をすべて借入金であったり、総資産と総負債の割合が同程度である場合にも設置認可がなされている例が見られる。

##### ◇ 毎年度の評価と結果の公表

特区法において、高等学校以下の株立学校については、認定地方公共団体が毎年度の学校評価とその結果の公表を行うことが義務付けられているが、これらの義務を実施していない自治体があった。

○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

（学校教育法の特例）

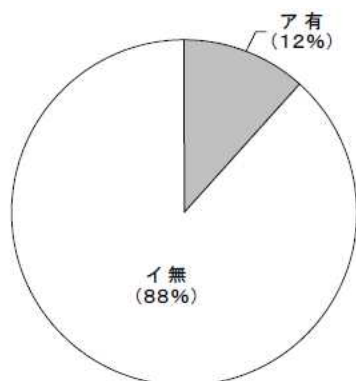
第十二条

- 5 第一項の認定を受けた地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- 6 前項の規定による評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。

##### ◇ 市町村における体制

認定地方公共団体においては、その多くが株立学校の教育事務に係る体制が脆弱な状況にある。85%の自治体において、株立学校の事務を扱う担当者に教育事務の経験を有する者が含まれておらず、75%の自治体において専門的知見や経験の不足を指摘している。このような事情により、不適切な学校運営を行う学校設置会社への指導等を適切に行えない実態があると考えられる。

〈図6〉 認定地方公共団体の担当者の教育事務経験の有無



(市町村からの意見の具体例)

- ・市町村では学校法人立学校・高等学校の経営等に関する事務経験がないため、的確な指導監督に苦慮している。
- ・指導主事等の専門知識を有した職員がおらず、また、新たに採用等することも困難な状況であるため、学校に対する指導監督等について限界がある。
- ・学校が適切に運営されるよう設置認可者として責任を果たすためには、学校設置認可自体はもちろん、認可後の評価、指導にも相当の学校教育上の知識と経験が必要である。市町の規模や体制によって、十分な責任を持ちながら当該事務を継続することが困難な場合もあるのではないか。

#### ◇ 都道府県からの意見

認定地方公共団体が学校設置認可や指導監督等の事務を行うことについて、都道府県からは、詳細な学校の状況を把握する観点から市町村が行うメリットがあるとの意見がある一方、適切な指導監督が行われていないことや、市町村では広域的な需給の観点への必要性を感じていないといった意見や、県と異なる審査基準を用いることによる教育環境の確保への影響を懸念する意見も見られた。

なお、都道府県が行う学校設置認可については、生徒数減少期にあること等を考慮し、高校の新設等について抑制的な方針をとっている例（3県）が見られた。

## 4. 本特例措置の全国化に係る認定地方公共団体等の見解

本特例措置の全国化に係る意見については、認定地方公共団体においては、「引き続き検証が必要」「わからない」とする意見が多い一方で、学校の継続性・安定性の確保の観点から「全国すべきでない」とする意見も複数あった。

また、認定地方公共団体が所在する都道府県においては、株式会社立の学校運営の問題点等を指摘した上で「引き続き検証が必要」「全国化すべきでない」とする意見が多かった。

### (1) 高等学校以下

#### ◇ 認定地方公共団体の見解

21 認定地方公共団体のうち、5%（1件のみ）が「全国化すべきである」、57%が「引き続き検証が必要」、14%が「全国化すべきでない」、24%が「わからない」と回答している。

（意見の具体例）

- ・ 本特定事業が全国展開された場合には過当競争に巻き込まれ、結果として閉校を余儀なくされる学校が出てくる可能性がある。
- ・ 株式会社立学校で開校したものの、学校法人化を目指す学校がある。株式会社立学校の運営には、潤沢な資本と経営ノウハウが必要であり、そのような観点から引き続き検証が必要。
- ・ 損益を第一とする株式会社の中で、教育的な理念と実践の位置付けを明確にさせ、共存が可能かどうか見極めるためには引き続き模索を続ける必要がある。

#### ◇ 認定地方公共団体の所在する都道府県の見解

14 都道府県のうち、「全国化すべきである」と回答したものはなく、50%が「引き続き検証が必要」、36%が「全国化すべきでない」、14%が「わからない」と回答している。

（意見の具体例）

- ・ 域内の株式会社立高校は、学校の運営方法にいろいろ問題があるとともに、認可した自治体についても、学校を指導するノウハウを有しておらず、こうした現状を放置したまま全国展開することは反対である。
- ・ 域内の株式会社立高校も大幅な定員割れが続いているようであり、このような中で特例措置を全国化するのは拙速である。
- ・ 都道府県の全域的な収容定員や学校配置の調整の仕方について検討が必要。

## (2)大学

### ◇特例措置の成果に関する認定地方公共団体の見解

○14 認定地方公共団体のうち、「具体的な成果があった」と4自治体が回答する一方、3自治体が「成果は見込めない」、3自治体が「わからない」とそれぞれ回答している。

(意見の具体例)

- ・約2,400人が千代田区内のキャンパスに在籍しており、キャンパス周辺の消費活性化効果が発現している。高度な専門能力を持った卒業生が毎年度600人程度輩出されてそれぞれの専門能力を生かせる企業等に就職することにより、産業の活性化が見込まれている。
- ・大学設置に伴い、初期設備投資・中心市街地の学生交流量増加による消費増加の経済効果や、学校職員増加・卒業生が地元企業の人材となることによる雇用増による経済波及効果があったものと推察できる。しかし、当初計画で想定していた学生数を確保できなかったため、効果は非常に限定的であったものと考えている。

### ◇特例措置の弊害(①教育の安定性)に関する認定地方公共団体の見解

○14 認定地方公共団体のうち、教育の安定性について「問題が生じるおそれはない」と答えた自治体はなく、「問題が実際に生じている」「問題が生じるおそれはあると思うが、引き続き検証が必要」と回答した自治体がそれぞれ3、6であり、過半を占めている。

(意見の具体例)

- ・大学開学後数年で閉校し、結果として安定的に一定の教育水準を維持することができなかった問題が生じた。
- ・教育スペースや図書等、必要な設備を十分に維持できないなど、安定的に一定の教育水準を提供し続けることが困難となり、廃校した大学があるため。

### ◇特例措置の全国化に関する認定地方公共団体の見解

○14 認定地方公共団体のうち、「全国化すべきである」と回答したのはわずかに2自治体のみであり、21%が「引き続き検証が必要」、21%が「全国化すべきでない」、43%が「わからない」と回答している。

(意見の具体例)

- ・学校ごとに、成功しているところと、生徒が集まらずにうまくいっていないところに二分されている。学校法人以上に強固な経営基盤、十分な数の学生の入学が求められることになるため、学生が集まりやすい大都市部以外での本特例措置の実現は難しいと思える。

- 株式会社による大学の設置は、多様な手段による資金調達や効率的な経営が行えるという経済活性化面での利点が考えられるが、高等教育の提供については、既存の学校法人等の大学においても、学部学科再編等状況の変化に対応したものとなっており、大学が数年で閉校となったという本市の状況からは、利用者に大きな不安を与えてしまったこと、経済面での成果が確認できなかったことなどから、直ちに全国化することには不安がある。
- 本市において、すでに廃校となった株式会社立大学があり、学校教育の安定性の保持に重大な問題を生じさせる危険性があるため、全国展開をすべきでないと考える。
- 株式会社立の学校設置については、社会的要請を踏まえながら、教育内容や教育の質の安定的な確保の観点から、国において十分検討する必要があると考える。

### Ⅲ 本年度における判断

本特例措置の実施状況については以上のとおりであり、本特例措置の全国化は教育の安定性や継続性、水準の確保に関して弊害をもたらすと考える。

(以上)